

参議院商工委員会會議録 第二十七号

昭和三十一年五月三十日(木曜日)
午前十時五十二分開会

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

委員の異動

五月三十日

辭任

武藤 常介君

補欠選任

塩見 俊二君

出席者は左の通り。

理事

川上 為治君

岸田 幸雄君

近藤 信一君

向井 長年君

委員

鍋木 亨弘君

古池 信三君

豊田 雅孝君

前田 久吉君

武藤 常介君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

久保 等君

棒 繁夫君

中田 吉雄君

松澤 兼人君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業

政務次官

中小企業庁長官

振興部長

事務局側

福田 一君

上林 忠次君

樋詰 誠明君

加藤 梯次君

本日の會議に付した案件
○中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事岸田幸雄君委員長席に着く〕

○理事(岸田幸雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。本日は、中小企業投資育成株式会社法案の質疑を続行いたしますことになりましたから御了承願います。

○理事(岸田幸雄君) それではこれより議事に入ります。

中小企業投資育成株式会社法案を議題といたします。

前回に引き続いて質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 過日の委員会におきまして、私、やはり中小企業投資育成株式会社法案の概要についてちよっとお尋ねしたわけでございますが、そのときに長官からも御答弁がございましたけれども、いま一度詳しく御説明をお願いしたいと思っております。それは、この法案と、ただいま本委員会にも提案されておりますところの中小企業基本法、この中小企業基本法との関係は一体どういふところが大きく違つておるか、また、そう大きな違いはないといふことであるのか、そういう

点いまだ少し詳しく御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(樋詰誠明君) 中小企業基本法は、いまさら申し上げるまでもなく、先生よく御承知のとおりでございますが、最近の社会的、経済的の中小企業の基盤の変化に即応いたしまして、今後日本経済の中でも特に重要な地位を占める中小企業がますますその本来の使命を発揮し得るよう、内外の経済的、社会的ないろいろな条件を整え、また、自分自身の独立する力を発揮させることができるように、いろいろの条件を整えてあげるといふことを目的とし、中小企業の努力の目標等を掲げるといふことを目的としております。それには金融、財政、経済、労働、科学技術その他あらゆる面における施策、配慮というものを加えるべきであるといふふうに規定しておるわけでございまして、まずその中で第二十五条におきまして、「国は、中小企業の企業資本の充実を図るため、中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。」という規定がございまして、この「中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備」といふことをひとつ基本法の中でうたつておるわけでございまして、この二十五条の条文を受けまして作られたのが今御審議をいただいております投資育成株式会社法案でございます。

先生の今お尋ねの件は、あるいは基本法にいう定義と申しますか、中小企業の範囲とこの投資育成会社という対象企業との関係といふことでございまして、一応今まで中小企業といふことでは、いろいろな施策の対象にしておりますもの、これは御承知のように、原則として資本金一千万円から従業員三百人、商業、サービス業におきましては資本金一千万円かまたは従業員三百人といふことで扱つてきたわけでございしますが、最近の実態を見ますと、工業におきましては、従業員三百人程度を使つてゐる企業は原則として資本金が五千万円程度に増資されてゐるといふ実態が判明したわけでございまして、また逆に資本金一千万円程度のサービス会社、商業会社といふのは三十人程度で五十人程度の人を使つてゐるといふのが最近の実態でございまして、その実態に合わせまして、中小企業基本法におきましては、原則として五千万円か三百人、商業につきましては一千万円か五十人という実態に合わせたところを規定したところでございまして、しかもこれは原則でございまして、大むねそういうことで施策ごとにそれぞれ法律で不備があれば別途定めるといふことを取つておるわけでございまして、このたゞいま御審議いただいております投資育成会社におきましては、差し当たりの対象を資本金五千万円以下の会社が増資をするといふ場合に、普通の方法では増資ができないといふ場合、その増資の一定割合をこの投資育成会社が持つことによつて、設備投資計画その他が円滑に遂行できるよう

な増資を実現させて参りたいというところでございまして、この五千万円というのは、たまたま中小企業基本法の五千万円と一致したような格好になっておりますが、この五千万円といふことを取り上げましたのは、理在株式を公開市場で一般大衆との間で売買が認められますのは資本金の最低限が五千万円といふことになっておるわけでござい

ます。この投資育成会社のねらいは同族だけではなかなか所要の増資ができないという場合に、国、地方公共団体あるいは民間、財界といふようなところで中立的な性格を持った投資機関を設けて、そこで増資の一部を引き受けてやろう。しかもその引き受ける目的はできるだけすみやかに公開市場に株式をつなぐことができることにしようといふ見地からやっておりますので、そういう意味で店頭売買の対象として登録されるということが五千万円以上であるといふことから、少なくとも五千万円以上になければ一般大衆につなごうと思つてもつなげないといった事情もございまして、その間を考慮いたしまして、できるだけ早く五千万円以上にして大衆市場につなぐことができるといふこと、少くとも五千万円にしたわけでございまして、

○近藤信一君 今の御説明でよくわかりましたけれども、毎年、歴代の内閣、政府におきましては、中小企業対策といふことで本委員会でも法案が改正されたり、それから新しく提案されたり、もうたくさん中小企業の法律案といふものが出てくるわけなんで、そ

れらと今度の投資育成会社法案と重複するといふうなことはございませんか。

○政府委員（樋詰誠明君）

成会社法は、中小企業の自己資本の充実をはかるということを直接のねらいとしているわけでございますが、この自己資本の充実をはかるというのは何のためかと申しますれば、近代的な競争に十分耐え得るだけの技術あるいは設備というものを備えた会社にながえすると申しますか、体質を改善して強化しなければならぬという点からこうやっているわけでございます。したがって、たとえば先般御可決いた

うに重点が置かれておるように思われるわけなんです。中小企業の範囲について政府案がかなり大きなものを入れておりまして、過目もいろいろ質問いたしましたように、小規模の対策がななおざりになるんじゃないかということも心配されるわけなんです。この法案も割合に大きな優秀な会社重点があるように思われまして、小規模事業に対する点については、あまり考えていないんじゃないかというふうにも思われるわけなんです。基本法と関連して、小規模対策についてのお考えについてひとつお示しを願いたいと思います。

○政府委員(樋口誠明君) 中小企業と

○政府委員(樋詰誠明君)

いったようなもの、あるいは中小企業高度化資金融通特別会計法によります高度化のための資金の無利子貸付、あるいは近代化設備資金の無利子貸付といったようなものと、この投資育成会社によって株式を引き受けてもらうことによつて調達した資本金といったものとがあわせて使われて、近代化の促進のために向けられるといったようなことがこれはあると存じます。今申し上げましたようなのを設備そのものに即してとらえたのが近代化促進法であり、中小企業高度化資金融通特別会計法でございます。これは中小企業の自己資本の充実という観点からとらえたわけでございまして、そこで調達された資本が近代化に使われるという面においては、両方相待つて中小企業の体質改善に役立つということになるのであります。

○近藤信一君　そこで、政府の中小企業対策をずっと見て参りますと、どうも中小企業のうちの比較的大きいほ

申しまして、その中で先生の今御指摘の小規模企業というものが圧倒的な多数を占めているということはおっしゃるとおりであります。われわれも富士山のすそ野といったように、非常に幅広く広がっている小規模企業、その上に中規模企業が中空にあり、さらに大企業がその上にそびえているという格好で、日本経済全体が成り立っているというふうに考えますので、この一番下の小規模事業というものが健全でないと十分な土台が作れないといふふうに考えております。今回、基本法を御審議願っておりますのも、この要細あるいは小規模というところまでひつくるめまして、中小企業全体が育つに健全な体質になるということがなければ、国際競争その他に耐え得ないという意味からこれを作ったわけでありまして、もちろん今までの施策等でけ小規模に対して十分な商工会によりきす経営改善普及事業といったようなもの、あるいは家族専従者に対する控除

の引き上げ、あるいは小口保証料の引き下げ、また国民金融公庫による零細な企業に対する資金の貸し出しといったようなことをやってきたわけでございまして、今後さらにこういったような施策を一そう拡充するということによりまして小規模に対しては十分な留意をしたい、こういうふうに考えておる次第でございまして、このために基
本法におきましても、第二十三条におきまして特に小規模対策という一条を設けまして、国のいろいろな施策が受け入れられやすいような格好にまで小規模事業を持つていくことが必要じゃなかろうか。その具体的な方法と申しますればこれは結局税制であり、金融であろうかと、こう存じますか、そういうようなことをひっくりかえまして、中小企業の中でも小規模の方々が国の経済政策的ないろいろな施策というものに十分乗り得るような、まず受け入れ態勢を作るところまで持つていく必要があるのだということ
を基本法の上に明示いたしましたして、それにとつて今後税制なり金融なりという方面について一般の施策を進めていきたい。そういうふうにして数の多い小規模には十分な措置を講じます
が、それと並行いたしましたして、中小企業の中の特に自己資本の充実を急ぎ、国際競争力を強化し、あるいは産業構造の高度化のために緊急に必要なもの
に対する資本の充実ということのために、比較的上のところこういう措置を講ずる。もちろんこれだけでは十分でございまして、小規模事業対策を
あわせ講ずることによつて、中小企業政策全体としての体系立つた施策を進めていきたいと思つております。

○近藤信一君 過日いただきました資本金階級別、業種別のこの資料を見ましても、圧倒的に五百万円未満の資本が多いわけですね。五十万六千七百二十一のうちの四十六万八千百五、こういうふうになっておるわけです。今、長官から御説明いただきました私よくわかるのです。わかるのだけれども、基本法が成立しまして、その小規模の事業に対する対策といえますか、そういうものは、今御説明の中にいろいろとございましたけれども、今、委員会に出

ておるところの関連法案といえますか、中小企業関係の下請代金やら、それから協同組合、いろいろまあ出ておりますけれども、これだけでは私は十分な措置を講ずることにできないんじゃないかと、こういうふうに思うのであります。たとえ基本法が成立いたしてしましても、そういう小規模事業者の点までこの基本法で規制するということも私むずかしいんじゃないかと、こういうふうにも思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(樋詰誠明君) 過般御決定
いたされました中小企業の近代化補助
金、これを裏づけましたための近代化資
金助成法、あるいは高度化資金融通特
別会計法による高度化資金の貸付とい
ったようなものは、実績的に見ま
して大体百人以下のむしろ小規模とい
うところに属する方に九二・三%今まで
融資されておるわけでございます。わ
れわれはこういう無利子の貸付といっ
たようなものを国からあるいは県から
半額お貸しするというような制度を今
後さらに拡充していきたいと、こう
御っておりますので、こういうこの前
御審議いただきました高度化資金ある

いは近代化補助金を含めます資金の助成法は主として中小企業の中でも規模の小さな方々に対する施策ということでございます。この、今お願いいたしておりますのは、中小企業の中の比較的規模の上の方、こういうことになりませんが、さらにわれわれは高度化資金融通特別会計の充実等をはかることによりまして、小さな方々ができるだけ早く適正規模にまでいき得るように、近代化資金の調達がより円滑になるように努力したいと考えております。

○近藤信一君 私は過去の例から言いたいまでも、なるほどりっぱな法律ができてきますけれども、いざというときにはなりませんが、なかなか運営面でそれがうまくいっていない。たとえば協同組合法案のときでも、あれほど騒がしい法案でございましたが、あの中にも組合のあれがあるのです。組織することができる。あれなどでも私どもが資料をもらいましたあれからいきますと、わずかしかがこれが組織されていない。こういうことで、私は実際面においては非常に行政上の指導といえますが、何といえますか、そういう点がなかなか小さいところまで及ばない、こういうことでりっぱな法律ができて、それがただ文字の上のことだけになってしまふ、こういうきらいがあるんじゃないかと私は思うのです。その点長官どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(種睦誠明君) 確かに小組合でございますとか、あるいは企業組合といったようなものは、法律制定の当時と考えられたほどは伸びておらないというの、先生御指摘のとおりであります。いろいろな原因もございますが、規程の小さな方々になればな

るほど非常に協同しにくい。あるいは一國一城のあるじ的な気持を強く持つておられる方がございまして、こういう方には中には協同すること自体にちょっと不安を持つておられるといったような面もいろいろあつて、今までだいたいよく来たんじゃないか。たまたま今までは自由化等もそう伸展もいたしておりましたために、一種の封鎖市場というふうなことでございまして、規模の過小な方々も何とかやつていくということもできたわけでございますが、だんだんその市場が封鎖性から解放されるといふような格好にならざるを得ないということになつて参りますと、やはり自分自身だけで適正規模に達し得ない方々は、何らかの格好で組合を作るなり、共同出資をするなりして会社を作るなり、合併するということによつて、適正規模に到達されるという必要が、これは現実の問題として起つてくる。われわれはそういう基盤の変更等について十二分に商工会あるいは商工会議所等を通じて啓蒙宣伝等に努めると同時に、組合法の協同組合あるいは小組合といったようなものの眞の精神に立脚して組合を組織されるように、今後中小企業の組織化については、今後中小企業の組織を通じて中小企業がよくなるという格好に持つていきたいと思つております。

○近藤信一君　そこで、中小企業の自己資本の充実ということが本法案のねらいであると思ふのであります。中小企業ではどの階層で自己資本の充実に困難があるのか。もし御調査してございませうと、その点ひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(樋口誠明君)　お手元に差し上げました資料の四ページに資本金階級別、自己資本の比率とございまして、これを見ますと、むしろ小さい五百万未満という方のほうが千萬元、五千万円といったような方々よりも自己資本の比率が低いといふのが現実でございます。ただわれわれは資本の比較的少ない方々には思い切つて増資をしようと思つれば、比較的増資する余力は持つて、いろいろ内部留保その他には努めておられますけれども、資本はむしろ過小であるといふような方々は相当あるわけでございます。百萬元あるいは二百萬元といふたような増資をこの際やろうとすれば、まあ比較的やれるといふたような方々が多いんじゃないか。そこにいきますと、五百万あるいは一千万という程度の方々がさらに五百万、一千万程度増進しようといふことになりますと、なかなか絶対額が大きくなることによつて非常にむずかしくなる。そこで、このむずかしくなる部分の一部分をこういう中立的な機関で埋め合わせる必要があるんじゃないかといふことから、本法案の審議もお願ひしておるわけでございます。

規模の小さな方々に対しては、国民金融公庫の融資とか、先ほど申し上げました近代化補助金といったようなものの活用といったようなことを通じて、企業の設備の近代化、体質の改善をはかると同時に、それと並行して増資についで、この際ひとつできるだけ自己資本をふやしていただきたいといふことを指導し、またそれに必要な資金の調達等につきましても、政府金融機関等からの貸し出しというふうなことで増資ができるようなバック・グラウンドを作り上げることによつてやつていけば、必ずしもこの投資育成会社といふたようなものに持つてもらわなくても増資ができるんじゃないか。そういうふうな考えまして、自分で増資したいけれども、現実に増資しようと思つたら金が少し足りなくて困るという方々に二割なり三割なり援助しようというものが、この法律でございます。

○近藤信一君　本法案におけるところの中小企業の範囲は、過日も長官が御答弁されておりましたが、五千万円以下の会社、そして下のほうは五百万円程度、そういうことを言つておられたが、五百万円程度といふことになるから三百萬、四百萬でも見込みのあるところは、こういうことでございまして、たとえば百萬元といふところでも相当将来性があり、それからこれから将来見込みがあつて、たとえば海外との競争が得る、こういうような優秀な会社もあるんじゃないか。うか、私はこういうふうな思ふのです。が、そういうものに対してはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(樋口誠明君)　この会社が株式を引き受けるという形で援助いたしますのは、大体五年ないし七年くらいの期間といふふうに一応考えておるわけでございます。平均いたしまして五、六年たつたところで、これを一般株式市場に公開いたしまして、それで入つてきた代金をもつて次の会社の株式の増資を引き受ける資金に充てるというふうにする。そういうふうな思ふておりますので、あまり小さな規模の会社を引き受けますと、十年も二十年もその会社の株式をずっと持つていなければならぬ。ほかの会社の株を取り上げるところまででなかいかい。といふことになりかねないので、大体平均いたしまして大ざつぱに申しまして五百万円以上くらいの規模の会社がこの対象になることが多かるうといふことを申し上げたわけでございます。もちろんそれ以下の会社でございます。もつて、この法律の建前からいいますれば対象にし得るわけでございます。そして、その会社が具体的な妥当な設備投資計画等を持ち、増資の計画といふたようなものをお持ちであるといふこととで、その会社も株を持つといふことがあまり長く資金を寝かすといふこととでなくて済む得るということに、会社の当事者が判断いたしました場合には、必ずしも五百万円の資本金には拘泥しないで持ち得るわけでございます。

○近藤信一君　今長官からの答弁がございましたが、五百万円にこだわらずに、その下のほうでもというお話でございます。その下のほうでも、現在の資本は非常に低い、少ないが、しかし事業の内容といふものが相当しっかりした事業をやつておるところを私もちよいちよい見受けるのです。そういうものに對して、やはりあまりそれは資本金が少ないからだめだ、こういうことで、百萬元、二百萬元でも事業内容が、私どもしろうと目から見ても、これは資本金は少ないけれども、相当しっかりした事業をやつておるといふふうに見受けることもあるので、そういうところに対してはどのように考えておられますか。

○政府委員(樋口誠明君)　この会社が株式を保有いたしますのは、先ほど来申し上げたように、一般公開市場に株が売り出されるまでの間持つてあげようといふことでございまして、一般公開市場に出す最低限度が五千万円といふことでありますので、できるだけ早く五千万円規模になつていただきたいという要望が片一方にあるわけでございます。そこで、五、六年ぐらいのところから考えますと、あまり現在小さいものだと十年も二十年もかかつて、なかなか一つの会社に固定してほかに回らない、結局効率的悪い金の使い方になる、だからある程度資本金の大きいものを取り上げることになる。といふものが多いといふことを申し上げたわけでございます。今先生の御指摘になりましたような非常に現在の資本金規模は小さいけれども、技術内容といふ経営者の素質といふ、また将来の計画等も妥当なものを持つていて、いふたような場合には、この会社が直接保有しなくても、まずほかの方法で早くある程度の規模まで増資していただいで、そしてその上でそれ以上はとも無理だといふ段階に達したときに、この会社に株を持つてくれぬかといふふうにお話していただければ、結局ほかの中小企業に對しては、あまり迷惑と申しますか、一社で資金を独占するといふ期間が長くなって済みますとで、今先生のおっしゃいましたような優秀な会社でございませうれば、その会社の所要資金の融資につきましても、いろいろ別途政府でもできるだけの協力をいたします。そして、この会社の手によらないで増資ができるようにして、そして一定規模以上まで

て、これ以上とても無理だ、やはりこの会社に持つていかねければならぬというところになったところで、この会社が乗り出すという順序にいたしたほうがよろしいのじゃないかと思ひます。

○近藤信一君 中小企業金融公庫で投資育成会社の株式を引き受けることにしたのは、どういふ理由によつてこのようになったのか、それからあえて育成会社という特殊会社を作らなくても、中小公庫で直接投資できるようにしてもよかつたのじゃないかと思うのです。そうすれば、中小企業として、中小公庫へ金を借りに行くか、また投資をお願いしていくか、仕事は比較的簡単になるとおもうのです。それをあえて別の会社をお作りになつた端的な理由というものがあつたと思うのですが、その点はどうか。

○政府委員(補説説明書) 中小企業金融公庫は、これは申し上げるまでもなく、融資を目的とする機関でございます。この投資育成会社は融資でございます。株主自体になつて、しばらくの間株主としてその企業のめんどろを見るところでございます。これはむしろ普通の方法からいいますと、政府が直接出資してこう特殊会社を作つて、そして投資のめんどろを見、その会社に対する長期あるいは短期の資金等も必要であれば、中小企業金融公庫をして協力させるという方法をするのが一番普通のやり方じゃないか、こういうふうな思つたわけでございますが、投資育成会といつたようなところがわが国では初めてのケースでございます。しかも非常にこれは投資とあるいは投資とあるいは育成といふことは、よほど経営の才幹のある方

がおやりいただくというのでないかと非常にむずかしい事業でもございまして、この運営はいわゆる国策会社といつたようなものの国の関与の強い方法よりも、民間の創意工夫にまかせる部分の割合ができるだけ多いほうがよいといふことを考えました点と、それからできるだけ民間の資金というものを活用することによつて産業界が中小企業を育て上げるのだという方向に持つて行くことが、これは一番望ましい方法じゃないか。そういうようなことから直接投資を避けて一応中小公庫を経由するという形にして政府の関与の度合いをある程度ゆるめるといふような格好をとりました。しかも、中小公庫が直接その会社に投資するということでは中小公庫の金だけでは活用できないということになります。中小公庫が政府から出してもう金をこの特殊な投資育成会社に投資する。それと合せてその倍額以上の資金を国以外の地方公共団体あるいは民間から集めるということによつて中小公庫自体でやるつもりもはるかに大きな資金量をそこに獲得して投資が行なえるということを考えて、多量の資金を動員するためには、そういう特殊会社を作るといふ方法が非常に実行しやすい形であるということとで特殊会社を、こういう特別の投資育成会社を作つたわけでございます。

○近藤信一君 私がなぜこういうことを言うかという、特殊会社というものは、私は非常にやり方によつて危険な場合もあるのじゃないかと思ひます。というのは、かつて私ども本委員会でもいろいろと議論をいたしました東北開発株式会社ですか、という特殊会社があ

りまして、あれの内容を私もがこの委員会ですらいろいろとお尋ねしましたときに非常にずさんなものがあつて、とにかく政府から金をもらつてはそれを使う。赤字であつたら、会社が興しました工場がつぶれよう、そんなことはおかまゐなくて、いつまでもいまでも営業が続けられていく。こういう状態があつたわけなんです。私はそういうことで、これは政府が責任をもつてやるのだから、金がなくなれば、政府から何とかしてもらへばいいという安易な気持ちで、この特殊会社が運営されていくというときに非常に危険じゃないか、こういうふうには思ひます。その点はまあ間違ひのないお見通しのもとに一応今度は計画されたのだらうと思ひますが、あなたの御意見をひとつ伺ひたい。

○政府委員(補説説明書) この投資育成会社は国が出資いたします特殊の会社でございますが、国が資本金を持ちますのは三分の一以下ということにこの法律の中に規定してございまして、場合によりましては四分の一あるいは五分の一にもなるかも知れないのでございまして。いわゆる今までの特殊会社といふものは多分に株主の構成要素が変わつていくものでございまして。われわれはこの投資育成会社の株主の一番大きいのは財界に求めたい、こういうふうにも思つております。またその運営もできるだけ民間の練達の上にほんとうに経済ベースに即した運営をやつていただきたいというふうな考へておりますので、社長の人選あるいはその他につきましても、こういう特殊の機関を設けるにあつて、これが本来の目的を十二分に達成し得る

ような人にぜひお願いしていただき、また十二分に腕をふるつていただきたい、とたく政府の特殊機関であるといふのでイー・シー・コーピングに流れるといつたようなことでなしに、あくまでも経済ベースに即して、国民の金あるいは県民の金というものをここで活用するわけにございまして、その金がほんとうに国民経済全体に有効に使われるという方向にぜひひとつ運用していただきたいということから、政府の関与その他も必要限度にとどめて、民間の方々が自由に腕をふるえるようにやつていきたい、ただ、変なほうにいかぬようにという監督だけは政府で加えるというふうな考へております。

○近藤信一君 政府の投資育成会社で負担する——この法律は三分の一です。これは増資された場合にも、またそれによつて三分の一をずつと将来統けていくのかどうか。その点はどうか。

○政府委員(補説説明書) これは政府が持つて得るのは三分の一以内と、こういうことになっておりますので、この法律上からいいますと、将来増資をする場合に政府が必ずしも出さなければならぬといふものではないと思ひます。ただ、われわれといつたしましては、こういう特殊の会社でございまして、民間、地方だけが出して、あともう政府は一回出したきり出さないのだというやうなことでもなく、できるだけ政府も今後増資といふやうな場合には自分のやはり出資といふことをして、この会社自体の資本充実といふものに努力すべきじゃないかというふうな考へております。これは今後大蔵省と予算折衝その他で努力していきたい。法律上は

将来増資した場合に必ずしも出さなければならぬといふものではないと思ひます。

○近藤信一君 そつたしますと、私、前に質問いたしましたように、東京と大阪ですね、そして名古屋と違うのです。政府が出す金が、名古屋なら一億、政府が出す金が、これをあと三分の二は地元で出して負担するわけです。将来地元がどんどんと事業を行なつていつて増資した場合に、政府はあくまでもそこはこの一億円から動かないということですか。

○政府委員(補説説明書) これはすべての予算に共通して言えることでございまして、財政当局としては次年度以降の約束というものは、これは絶対にしないわけにございまして、この投資育成会社の予算が政府でまかりましたのは、大臣折衝の段階でまかりましたのでございまして、その際にもお互いにお互い三十八年度はこれ、来年三十九年度以降はまたそのときにやりましようといふことであつて、できるだけ政府としても、民間あるいは地方公共団体が増資されるという際には、応分のやはり増資に協力すべきであると思ひますが、政府全体としてこうきまつたといふものではございません。

○近藤信一君 この会社の仕事は証券会社のやつている仕事でございまして、証券会社が中小企業の育成にあま

り熱心でないために、こうした特殊会社でこれを実施しようとするのだと思うのですが、その点はどうかなんです。

○政府委員(補詰説明書) 従来から証券会社も近い将来株式市場に公開されるだろうというめどのあることがはっきりしている——半年とか一年以内にこれは大体公開されるというようなものについては、いろいろ資金的な援助等をやつて育て上げるということもやつておりますが、証券会社はいずれも純粹の営利会社でございますので、五年、七年といった期間処分のできない株をじつと抱いて持つていくということは、これは要求しても無理でございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、中小企業の中には、相当急いで増資をせなければいけない、といつて現在の株主だけではなかなか増資はできないので、何らかの形で中立的な機関がその増資の一部を引き受けてあげる必要がある。しかも、その引き受けたときには、五年なり七年なりはどこにも売らぬで、じつと抱いておつて、将来株式市場に公開できる規模にまで大きくなつたところで、それを処分して次の会社を取り上げるといふ必要があるといつたものもあるわけでございます。これは証券会社が短期間に育成ができるといつたようなものについては、これは当然証券会社にまかしておけばいいのじゃないか。証券会社のいわゆる営利主義的な考えではすぐ取り上げることができないといつたところを、五年なり七年間保有してあげて、そうしてそれからあと証券会社を通じて証券市場に公開するという橋渡しをしようというのでござい

ますから、おのずから証券会社と性格の違つた中立機関というのが会社の特質でございます。

○近藤信一君 今長官も言つておられるように、証券会社はまあ営利が目的であるから、利潤の問題を考へて、いろいろと考へることは事実であつて、それだから中小小の、あまゝり見込みがなさそうなどころには熱意を示さない、こういう結果に私はなつてくるのじゃないかと思つたのです。そこでまず私は、できればこの証券会社を奨励して、もつとこういう仕事をやらせてもよかつたのじゃないか、こういうふうにするのが、この点はどうか。

○政府委員(補詰説明書) まあ先生もお話になりましたが、営利会社でございますので、いろいろはじいてみて、あんまりもうからぬといふものには、これは直接政府としては強制するわけには、これはいかぬわけでございます。われわれは早くその証券会社が興味を持つて、一般市場につないでやろう、そのために大いに努力したいといつた規模にまで中小企業を引き上げるといふ必要があると存じまして、その役をこの投資育成会社に果たしてもらおうと考へておるのでございます。

○近藤信一君 投資育成会社を設立することに、聞くところによると、証券業界はあまり乗り気じゃなかつた、いわゆるそつばを向いておつた、こういうふうなことを聞くわけですが、中小企業の株式について将来冷淡になるようなことはないだろうか、それから投資会社と証券界との将来の関係、こういうものについてお聞かせ願ひたい。

○政府委員(補詰説明書) 一部の証券会社がこの構想がいろいろ練られております間に心配したような言動があつたことは、これは事実でございます。しかしその心配のあらは、結局この新しい投資育成会社が証券会社の競争相手になりはしないか、自分たちのお得意さんを取られはしないかといつたような誤解に基づくものが多かつたのじゃないかと存じます。先ほど来申し上げておられますように、この会社は自分自身が一般大衆に証券会社と同じように売り出すのはございませんで、公開市場に売り出すようになるまで、これを育て上げましたならば、その株は証券会社に引き取つてもらつて、証券会社の手を通じて一般大衆に売るといふことで、いわゆる証券取引法による証券会社ではない、一般大衆には直接売れないといふ性格のものにいたしております。そこでだんだんそういう性格がわかつて参りましたから、証券界におけるこの会社に対する反対といふものは意見がなくなりまして、逆に今では、ぜひこの投資育成会社の株を持ちたい、その持つについて自分のところに持たさないなんて言つたら困るといふような御意見がいろいろあるわけでございます。これは証券業界におまかせして、証券業界で持つていただく場合にどういふ形で持つていたか、一番いいだろうといふことをひとつ御検討をいただいて、げたを預けるような格好になつておりますが、現在の段階においては、これは証券会社と競合するのではなくて、証券会社が取り扱えるようなところまで小さな方々を引き上げてやるのだという真意がわかりましてからは、先生御心配の

ようないふ反対意見というものは影をひそめておるわけでございます。

○近藤信一君 そうすると、証券会社で将来取り扱つていくわけですね、育てていつて、これで一人前だといふときにはどういふ形になりますか。

○政府委員(補詰説明書) その際には証券会社に対して入札という格好で、この会社の株を引き受けていただく。これはAの証券会社は百円で引き受けるといふ、Bの証券会社は百五十円で引き受けるといふ場合には、百五十円でBの会社に引き受けていただく。Bの会社がそれを大衆に売り出すといふことで、一応原則としては証券業者に對する入札の方法で処分したいと考へております。

○近藤信一君 証券会社で株を扱ふといふことになりまして、やはり株は私にはしつとよくわかりませんけれども、上がつたり下がつたりありますね。株の上がるときはいんだけけれども、下がつた場合にどういふ結果になりますか。

○政府委員(補詰説明書) 証券会社が大家に売つたといふ値段よりも、これは上がることもあれば、下がることもあるのじゃないかと思ひますが、しかも公開市場に出されるという段階になりますれば、これはそれからあとはそのときの経済情勢により、あるいは投資家の自己の判断といふものに待たざるを得ないのでございます。われわれは、先ほど来申し上げておられますように、やはり投資家が幾らでそれをかうかといふことは、投資家自身の判断でございますので、むしろ一番心配なのは、非常に高い値段で初めて公開市場に売り出して、間もなくその会社の株が暴落する、額面を割るわけじゃございませんで、三百円とか五百円で売り出しておいて、すぐ百円か百

五十円になるといったようなことのないように、なお努力したいと思っておりますが、このためには、ただいま申し上げましたような、いろいろ入札者の他でたくさん、証券会社といったものの意見というふうなものも十分そこで反映もされますので、そういう心配はまず普通の場合には起こり得ないのじゃないかというふうに考えます。

大いに競争力をつけば将来一人前になるであろう、しかもそれを育てることに産業構造の高度化に役立つと思われるものは取り上げていこうというように考えておりますので、近代化促進法よりは観念的にはこのほうが対象は広くなり得るというふうに考えております。

で特に重要な産業に寄与しておるところの業種を指定するとか、そういうふうなことで選定をお考えになっておられますか。

○政府委員(種詔説明君) 今、先生がおっしゃいましたような点がその選定の非常に大きな要素になろうかと存じております。

会社を作ります。そしてその三つを作りましたのが、それぞれの地元の中小企業に密着して投資といったようなものは行なわれ、育成事業というものが行なわれるのが一番効果を発揮しやすいのじゃないかということから、それぞれの地域に作ったわけでございますが、しかし、いろいろの関係がござい

で何かややこしいところがあるのですね。そういうところなんかのことが私問題になるのじゃないかと思うのですが、これは一体どちらのほうに明確に所属するのかわるか。こういう点はあなたの方でそれは管轄外というふうなことをおきめになられるのかどうか、政令でそういうことをきめるのかどうか、

○近藤信一君　そこで、第八条ではさらに対象業種を政令で指定するけど、こういうことになっておるわけですが、その指定の範囲は「産業構造の高度化又は国際競争力の強化の促進に寄与する」としてあるので、これはさきで可決されたところの中小企業近代化促進法の場合と全く同一じゃないかと思うのですが、近代化促進法の政令指定と同じになるのかどうか。それからその選定の基準についてもひとつあわせて御説明をお願いします。

で定めるといふことでございますが、政令で定められるものというものは、これから各原局の意見等も聞いて決定したいと思っておりますが、産業構造の高度化とか、国際競争力の強化ということから当然必然的に出てくるというものといたしましては、一番代表的なものは機械工業であり、あるいは輸出に重点を置かなければならない高級の軽工業関係というものにさしあたりなるといふ可能性が多いのじゃない

は、法案によりますと、中小企業公庫から出資するのが三分の一、予算による中小公庫から六億の出資を予定しておりますが、少なくとも投資育成会社は三つの総資本金合計十八億円以上になるわけだが、総額は幾らぐらいになりますか。

○政府委員（樋口誠明君） これは最低が、今、先生のお話の十八億円ということになるわけでございますが、われわれといたしましては、できますれば、これは多々ますます弁ずでございます。

中部地方にあるというようなものもありましょうし、あるいは関西に工場を作りたいのだといったようなこともあろうかと、いろいろなことがございますので、法律的にも、また事業会社の……投資育成会社の定款の面でも、自分の対象区域というものをはっきりとして、これ以外は引き受けないものだというような方法はとらないつもりでございます。大体原則として、東京の投資育成会社は関東以北の会社が主となるのでありましょうし、名古屋の投資

○政府委員(橋詰誠明君) これは先ほど来申し上げておりますように明確に地域がどこだというふうにきめると、かえつてまぎらふようになりますかと、思つてますが、おのづからそこに常識的な線がひとつ出てくるのじやないかと。その常識的な線で申し上げますと、三重県はこれはむしろ経済的には東海地方に属すべきである、そういうふうな考へております。静岡県をどうするかという点は、たとえば先生も御承知のように、電力会社でも大井川

○政府委員(補読誠明君) 産業構造の高度化に役立つ、あるいは国際競争力の強化に資するというような点では、これは御指摘の近代化促進法と同じような観点に立つておりますが、近代化促進法は、その上にさらに中小企業性の高い業種ということを要求しておるわけでございまして、たとえば中小企業によつて生産が半分以上行なわれておるといふものを取り上げていこうと、いふうにしておるわけでございまして、それに対して、この投資育成

か。これは各原局と十分に相談した上で指定したいと考えております。

○近藤信一君　その、政令できめるところの業種指定というのですか、そのの業種指定、それから基準というものは、あなたのほうでまだ別にどの点までというふうなはつきりしたあればお考えになっておりませんか。

○政府委員（樋口誠明君）　まだ考えておりませんが、今申し上げましたように、各原局のほうにこれから相談いたしまして、できるだけ本法の精神が生

ますが、東京、大阪といったようなところは十億程度にまで持っていければというところで財界のほうにお願いしてございますが、まだ財界で必ずこれだけ出してやるということも確定しておりませんので、少なくとも二十数億程度にするとところまではぜひ持っていきたいということで、今せっかく努力をしておるところでございます。

○近藤信一 君 先月の委員会で私質問いたしましたして、長官から御答弁がございまして、東京、名古屋、大阪と、こ

育成会社は中部地方のものが主たる投資の対象になろうかと思われませんが、もしそれ以外の管外にぜひ投資したといったような場合には、これは法律上も、定款上もそれを禁ずるという必要はないと思いますので、その点は実情に応じて弾力的に行なえるというふうにしたいと思っております。

○近藤信一君 それと申しますのも、たとえば中部ということになって、東海、北陸ということになっていますね。その東海、北陸ということになる

の……富士川ですが、東京電力、中部電力と分けているとか、いろいろな面等もございます。これは静岡県あたり
の意見等も十分聞いて、静岡県が将来
出資をかりにするといった場合に、中
部地方の名古屋の投資育成会社に出す
のか、あるいは東京に出すのかという
ところで、ある程度静岡県企業の業を
どっちの会社が育成するかということ
がきまると思いますが、普通のと
あからいえば、静岡県はやはり中部
地方ではなからうかというふうに考え

しも中小企業性が高い業種でなくとも、たとえば生産の六〇％程度が大企業によつて行なわれており、四割程度が中小企業で行なわれておる、その四割程度行なわれておる中小企業の中で

かされるというような業種から選んでいただきたいということで、今お願いしておるところでございます。

○近藤信一君 たとえば輸出品ですね。輸出品を生産しておるところの工業を優先的に指定するとか、また国内

ういうことになって、管内だけのおれに應ずるのか、それとも管外からの要求があつた場合には、それに対してもあるのはその希望に應じられるのか、この点はどうですか。

○政府委員(樋詰説明君) 一応三つの

と、東海というところまゝ静岡も東海に入
る場合があるし、ある場合によつては
静岡は関東地区にも入ることがある
し、それから三重県の場合は東海に入
る場合と近畿地方ということで関西の
ほうに入る場合、こういう行政の關係

○近藤信一君 たえば北陸というの
は富山、石川、福井と、こう言つて、
長野は北陸に入らない。ところが長野
は愛知県、名古屋へ簡単に出来る
わけなので、そういう場合のときは、

合の総額が六億円であり、三分の一をこえてはならないと、こういうことをいっておりますが、それ以外の場合にはどうするかということはまだ触れておりませんので、将来新しい会社を作る場合には、またそのとき所要の立法措置を講ずるということで、一番実情に合ったような方法を選びたいと思っ

ております。

○近藤信一君 今の長官の御説明のうちに、やはり法律ではこう三分の一以内できちんとするわけですね。だからやはりそういう議論が私は出てくるんじゃないかと思うのです。で、五千万円、五千万円で、片方が二倍、三倍というところでも、将来はひとつ考えて、何とか民間の熱意にこたえるようにおやりになる、まあそういうようにこれから考えていくと、こういうことですね。

○政府委員(補説明君) そのとおりでございますし、また民間がうんとたくさん出して下さるというのであれば、この三つの会社につきましても、かりに名古屋の場合、国が一億しか出しておりません。地方庁がまた一億五千万出すと、民間が三億出して下さるといふんならそれでもいいわけでございます。われわれはできるだけ民間からたくさん出していただくというのを今日におきましては、また将来においても期待するものでございます。

○近藤信一君 今度の六億円の政府出資で十八億程度の総資本金では、将来投資育成の事業にはなかなかこれは不足するのではないかと、いうふうなことが考えられるわけでありまして。その際これを増資をされるのか、それとも各地方に設立することで補つていくのか、増資する場合には、普通の株式会社であれば現在の株主に割り当てるのが普通でございますが、この投資育成会社もそのときの株主に割り当てられるのかどうか、そうなるか、地方団体や民間会社の出資したものは将来負担を感ずることになるが、その間の調整をどういうふうにあなたのほうでは考

えておられるのか。

○政府委員(加藤次君) 増資の場合の旧株主の引き受け権でございますが、日本の今までの慣行からいいますと、これは旧株主にまず割り当てるというところでございまして、法律的にこれは自由でございまして、それから実際問題といたしまして、投資会社が操業いたしましてある程度の期間が経ちますから、旧株主が割り当てるのはいいというところはない、もうこれくらいでかんべんしてほしいということになるのが、現在の国策会社にもそういうものが多々見受けられるわけでございまして、そういう状況でございまして、おそらく二年、三年と増資を続けていくという場合には、もちろんその旧株主でひとつ引き受けようという方が出てこれればけっこうでございますが、それだけで必ずしも十分でないという場合には、さらに範囲を広げて新しい方に増資の株主を引き受けていただく、こういうことにやってみようという感じがござい

○近藤信一君 見込みがあり、将来性があればこの旧株主もそんなに私、増資に対しては今言われたようなかんべんしてくれ、困るというふうなことはないのじゃないかと思うのですが、どうですかその点は。

○政府委員(加藤次君) これは見通しの問題で、非常にむずかしいのでございまして、われわれが一応収支計算の見通しを立てておりますのが、要するに、この会社が益金が出るのが、大体五年目ぐらいから。ですからそれまでの間は臥薪嘗胆と申しましょうか、一

文の配当ももらわずに出資者の御協力を願うということになるのでございまして、一般的な感じからすると、たゞいま私が申し上げたようなことだと思ひます。ただこれを仕事をやってみるところが、実際にどううまくいきそうかと、株式を手放すときに初めてキャピタルゲイン、ということでも多額の剰余金というか利益が出て参るわけでございますから、そこに至るまでに見通しがはつきりしておつて、五十円の株式が七十円にも百円にもなりそうだというところで、増資の場合には必ず自分も引き受けた、旧株主でそういうものがあれば、われわれそれにこしたことはないわけでございます。そういう場合にはおそらく今までの一般原則によつて旧株主の引き受けを尊重する、したがつて、旧株主に増資新株を割り当てようというのを考えておるべきじゃないかと思つております。そのいうことになれば、非常にけっこうなことだと思つております。

○近藤信一君 そういたしますと、旧株主に割り当てることもあるし、新株を出す場合もある、こういう二本建ということになるわけですね。

○政府委員(補説明君) そうでございまして、ただわれわれ現在までに地方庁あるいは民間の団体等にお話ししてありますときには、少なくとも三年ぐらひは毎年増資をしていただくというくらいのことでは当初から踏み切つて御協力願ひたいというふうにはお願いしてございまして。ただこれはいろいろ都道府県にございまして議会の承認も必要というふうなこともございまして、それぞれの地方自治団体の理事者としてもあらかじめ自分だけできめるといふわけには参らないと思ひますが、われわれとしては原則としてできるだけ当初引き受けた方に今後をやつていただきたい、こう思つておりますが、それが不可能な場合には、先ほど振興部長が申し上げましたように、第一回目は出していただかなかつた株主を新たに財界等に見つけて、そこに協力していただくといったようなことも当然あり得ると思ひます。

○近藤信一君 中小企業金融公庫の引き受ける株式を議決権のない株式にされたときの理由は何か。どういう理由であるか。

○政府委員(補説明君) 中小公庫が引き受ける株式は議決権のない株式である、それから利益をもつて将来売却される株式である、それから配当に於いて優先的に配当を受ける株式である、この三つの性格を持つてゐることというところが第三条に書いてあるわけでございますが、この議決権のない株式というものはいたしたものは、これは先ほど申し上げておりましたが、できるだけこういう投資育成といったような業務につきましては、民間の会社経営のほうに力を持っておられるといふことがいいので、あまり政府が株主としてそこをいろいろの発言をするというよりも、むしろ政府は民間あるいは地方公共団体だけでは集まらない金を援助するという形で出資するという格好にとどめるほうがいいのじゃないか、そういう意味から議決権もないというところにしたわけでございますが、大体議決権のない株というところにはいたしません半面、これは今まで長期信用銀行あるいは不動産銀行とい

たようなものに対して政府が出資したときの先例もそうでございますが、議決権はない、しかし一応優先配当をつける、それから将来利益があつた場合にはその利益をもつて消却していただいて、言いかえしますと、将来この会社は順調に育つていきますと、民間と地方公共団体との両者が株主になる、政府は一応株主ではなくて、民間的な色彩の強い会社として運営していただくということになるわけでございますので、こういう会社がうまくいった場合に利益をもつて返していただく、また配当もそのときに返していただくという一種の出世払いの確定利付債券といったようなものがこういう優先的株式、無議決権株式という形をとつていふというふうな御理解いただきたいと思つてございまして。

○近藤信一君 今の御答弁のように優先株式にされた、政府から出資するのは他の株主への配当が済んでから配当をつけるようにすべきじゃなかったかと私はそう思ふのですが、優先配当率は一体どのくらいにあなたのほうでは見ておられますか。

○政府委員(補説明君) 大体六分五厘と考えております。それからもうひとつ後配株にすべきじゃないかというお話でございますが、先ほどの私の説明が否定的であつたかと存じますが、あくまでも株主という地位にとどまつて配当を後配株という格好で、あとから受けるという格好にするのがいいか、あるいは政府の援助は、これはむしろ長期の一種の債券を持った、社債を持ったというふうな格好でやつて、会社の運営には口を出さぬほうがいいか、いろいろやり方があ

るうかと存じますが、この投資育成会社につきましても、後者の形をとりまして一種の社会的なものを持つのだから、会社の運営には政府はできるだけ口を出さない、ただ社債といいますが、これは会社がもうかつててもうからぬでも金利を払う、元本返せ、こういうことになるわけでございしますが、それではこういう新しい試みの会社はたして確実にもうかるかどうか、われわれはもうかるつもりでやっておりますわけでございしますが、わかりませんので、将来利益が出たらその利益で消却して下さい、利益が出たら配当するでしょうが、その際にはまず六分五厘は下さいというのをいっておるわけでございまして、われわれは少なくとも将来この会社は自分自身でも一割以上の配当ができるということになるだろうと、こう思いますが、そういう際には政府には六分五厘払い、民間あるいは地方団体には一割あるいは一割二分を払うということにしたいわけでございます。一種の六分五厘は社会的な関係で経営にはタッチしないからひとつそれだけは返して下さい、金利を払って下さい、しかしもうからない間は払う必要はありませんから、もうかるようになってからでけっこうですというふうな形をとっておるわけでございします。

○近藤信一君　そこで優先株式は、商法によりますと四分の一を限度とするることになっておるはずですが、この投資育成会社に限って三分の一まで差しつかえないことになったのはどういう理由でそういうことになったのか。それから三分の一までよいことにしたのだから、もっと割合を多くして中小公

庫の出資割合、すなわち国庫資金の出資割合をもっと多くすることを考えてはどうかと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(種詰説明君)　一応国と地方公共団体と民間と三者で出すというのを建前といたしておりますので、少なくとも三分の一ということを考えたいわけでございまして、これは実際には民間からたくさん出していただければ四分の一になるかあるいは五分の一になるかということになるわけでございしますが、あまり民間が出す金が少ないというふうなことで、この会社を作った目的が達せられなくても困りますので、少なくとも初年度六億出すのなら全体でミニマム十八億の金は集まる、それ以上の金が集まるということを目指しておりますが、そういう意味から四分の一は少ない、少なくとも三者出すのなら三分の一を一応の目標にしてもいいのではないかとこのようにうふうにしたわけでございします。

○近藤信一君　そういたしますと、商法にのっとったということでは考えず、ただ地方公共団体と民間と政府と、こういうことで三者三分の一と、こういうことであなたのほうでは計画をされた、こういうことで理解してもよろしいですね。

○政府委員(種詰説明君)　そのとおりでございます。

○理事(岸田幸雄君)　ちょっと速記をとめて。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

○理事(岸田幸雄君)　速記を始めて下さい。

どめまして、これにて散会いたします。
午後零時十八分散会

昭和三十八年六月五日印刷

昭和三十八年六月六日發行

參議院事務局

發行者 大藏省印刷局